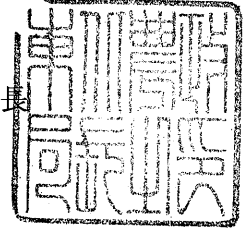


26北整第1460号

平成27年2月9日

岩手県知事 殿

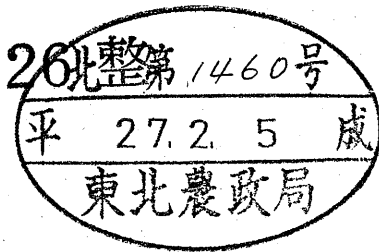
東北農政局長



農業水利施設保全合理化事業実施要綱の一部改正について

このことについて、別紙写しのとおり、平成27年2月3日付け26農振第1707号をもって、農林水産事務次官から通知がありましたので、御了知の上、本事業の適切な実施につき御配慮をお願いします。





26農振第1707号
平成27年2月3日

東 北 農 政 局 長 殿

農林水産事務次官

農業水利施設保全合理化事業実施要綱の一部改正について

平成26年度補正予算が平成27年2月3日に成立したことに伴い、農業水利施設保全合理化事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第1931号農林水産事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知の上、本事業の適切かつ円滑な実施に特段の御配慮をお願いします。

なお、貴局管内の各県知事に対しては、貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導をお願いします。

以上、命により通知する。

